

社会福祉法人 清和園 セイワ美浜
給食業務委託事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

令和元年 10 月 11 日

社会福祉法人清和園は、令和 2 年度におけるセイワ美浜に係る給食業務の委託事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施します。公募にあたっての条件等は、以下に規定するとおりです。

1. 給食業務委託仕様書 別に定める「仕様書」とおりとします。

2. 業務内容

(1) 委託業務名 「セイワ美浜給食業務委託」

(2) 対象施設及び人数 別添「資料」とおりです。

(3) 業務内容 別に定める「仕様書」とおりとします。

(4) 契約期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

契約期間満了 3 か月前までに当法人または受託事業者から契約解除の申し出がない場合は、契約は 1 年延長します。

上記契約期間の始期前の受託準備期間の措置に関しては、必要に応じて、別途覚書を締結します。

(5) 参加資格

このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる項目のすべてを満たしていなければなりません。

- ① 千葉県内もしくは東京都内に会社の本店、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施において当法人又はセイワ美浜の要求に応じて即時に来訪し、対応できる体制を整えていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する、普通地方公共団体の一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 過去 5 年間に、セイワ美浜と同程度もしくはそれ以上の規模を有する千葉県内もしくは東京

都内の特別養護老人ホームにおいて、受託実績を有していること。

- ⑤ 千葉県「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」による入札参加除外の措置等を受けていない者であること。
- ⑥ 別にお渡しする仕様書の要求する事項について、正確かつ確実に履行できる者であること。
- ⑦ 当法人の理事が役員に就いている企業でないこと。

4. 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、別紙様式による「公募型プロポーザル参加表明書」に以下の関係書類を添付の上、令和元年10月25日(金)までに、下記宛てに提出してください。上記3の各項目に抵触しないことを確認した事業者に対して個別に連絡いたしますので、改めて企画提案書等の提出をお願いいたします。

(関係書類)

- (1) 会社案内・会社経歴書（受託実績の明らかなもの）
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 定款（最新のもの）

【参加表明書等の提出先】

〒261-0012 千葉県千葉市美浜区磯辺2-21-2

社会福祉法人清和園 セイワ美浜介護老人福祉施設

担当者：宇田川

電話番号：043-270-0311 Fax：043-270-0116

E-mail：e.udagawa@seiwaen.com

5. 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の項目について

企画提案書の作成に当たっては、様式は問いませんが、以下の項目の順序構成にて作成すること。また、企画提案書の表現は、審査に当たるすべての者が理解できるよう、平易なものとする。

- ① 会社概要（商号、設立年月日、資本金、代表者、本社住所等、年間売上高（2018年3月期）、社員数（2018年3月期）、事業内容）等。担当者の所属、氏名および連絡先を明記すること。
- ② 委託料見積書（別にお渡しする仕様書に従って作成のこと）
- ③ 食事提供に関する基本的な考え方とセイワ美浜との連携体制について
- ④ 食材の調達方法及び安全確保について
- ⑤ 職員の配置（栄養士、調理師等の有資格者、調理員の配置人数及び一日のスケジュール）
- ⑥ 日常的な衛生管理体制について

- ⑦ 入所者及び利用者への個別対応について
- ⑧ 季節行事食の回数や内容など入所者及び利用者の満足度を高める取り組みについて
- ⑨ 職員教育、研修体制について
- ⑩ 感染症、災害等の非常事態の発生時における対応及び支援体制について
- ⑪ 受託準備期間から契約期間の始期までのスケジュール

(2) 留意事項

企画提案書の作成に当たって、以下の項目に従ってください。以下の項目の一に反した場合、その企画提案は審査の対象とは致しませんので留意してください。

- ① 企画提案書は A4 判 縦長 横書き、左上部綴りとする。なお、企画提案の内容からして、一部のページを A3 判とすることは容認しますが、その際には、必ず同ページを A4 判に折り畳み、他のページと編綴すること。
- ② 評価の公平性を確保するため、企画提案書には社名、ロゴマーク、製品名等、提案者を識別できる情報を含めないこと。
- ③ 企画提案書は、1 社につき 1 提案とすること。

6. 企画提案書の提出方法と提出後の取扱い

- (1) 企画提案書及び関係書類（以下、この項において「企画提案書等」といいます。）は 6 部作成していただきます。提出期限等は次ページの項目 7に記載するとおりです。
- (2) 企画提案書の提出方法は、直接持参、郵送を問いませんが、書面に限定させていただきます。提出先は、下に掲げる通りです。

ただし、既に提出された企画提案書の部分的な修正や資料の追加に限り、直接持参、郵送のほかメールでの送信を認めます。この場合においては、事前に担当者宛てにご連絡ください。

【企画提案書の提出先／問い合わせ先】

〒261-0012 千葉県千葉市美浜区磯辺 2-21-2

社会福祉法人清和園 セイワ美浜介護老人福祉施設

担当者：宇田川

電話番号：043-270-0311 Fax：043-270-0116

E-mail：e.udagawa@seiwaen.com

7. 事業者決定に至る日程

- (1) 一次審査（書類審査）

令和元年 10 月 28 日（月）から 10 月 31 日（木）まで

- (2) 仕様書等の配布期間

令和元年 11 月 1 日（金） 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

(3) 仕様書等に関する質問の受付期間

令和元年 11 月 6 日（水） から令和元年 11 月 8 日（金） まで。

質問はすべて 3 ページのアドレスにメールにてお願いします。

(4) 上記質問に対する回答日

令和元年 11 月 15 日（金） を予定しています。

回答は、すべて希望されるメールアドレスに送信します。ただし、質問の内容がプロポーザル方式による事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答しない場合があります。

(5) 企画提案書等の提出期限

令和元年 11 月 22 日（金） 午後 5 時 30 分まで。

提出先は、上記のとおりです。郵送による提出の場合、当日の消印を有効とします。

(6) 二次審査（ヒアリング）

令和元年 12 月 3 日（火）

① 審査は、当法人が設置する「セイワ美浜給食業務委託事業者 選定委員会」において、提出していただいた企画提案書等を公平かつ適正に評価することによって行います。

② 当法人は、上記の評価に基づいて、評点の最も高い 1 業者を選定します。

(7) 審査結果通知

令和元年 12 月 12 日（木） までに書面にて発送します。

ただし、当法人の理事会における審議日程により、結果通知の日が変更となる場合があります。

(8) 契約締結日

契約は令和元年 12 月中の締結を予定しています。但し、最も評点の高かった事業者との交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次位の事業者との契約交渉に移行します。

8. その他

(1) 提案者は、審査の経過及び結果に対して異議を申し立てることはできません。また、当法人は、審査の経過及び結果に関する問い合わせにお答えいたしません。

(2) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

(別 紙)

公募型プロポーザル参加表明書

(セイワ美浜給食業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル)

令和元年 月 日

社会福祉法人 清 和 園

理事長 清 水 一 人 様

住 所

名 称

代表者

給食業務委託事業者の選定に係る公募型プロポーザルに参加するため、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書および添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

【関係書類】

- (1) 会社案内・会社経歴書
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 定款（最新のもの）

※ 連絡担当者について、下表にご記入ください。

所 属 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
連絡用メールアドレス	

(資料)

セイワ美浜予定喫食数

セイワ美浜の各事業所における喫食数（予定）は次のとおりです。

	特 養		ショートステイ		ケアハウス		デイサービス	
	食 数	1月平均	食 数	1月平均	食 数	1月平均	食 数	1月平均
朝 食	100	3,040	20	608	50	1,520	—	—
昼 食	100	3,040	20	608	50	1,520	30	912
おやつ	100	3,040	20	608	50	1,520	30	912
夕 食	100	3,040	20	608	50	1,520	—	—

	グループホーム		生活支援ハウス		職 員		検 食	
	食 数	1月平均	食 数	1月平均	食 数	1月平均	食 数	1月平均
朝 食	18	547	6	182	1	30	1	30
昼 食	—	—	6	182	25	760	1	30
おやつ	—	—	—	—	—	—	—	—
夕 食	18	547	6	182	1	30	1	30

1月平均は30.4日で計算し小数点以下切り捨てています。

仕様書と同内容となります。